

横手市議会基本条例 検証結果報告書

1. はじめに

議会改革推進会議では、本市議会の最高規範である横手市議会基本条例（以下「条例」という。）の目的が達成されているか、条例第19条の規定に基づき、検証を行った。

議会改革推進会議は、平成27年12月に1回目の会議を開催し、以来計8回の会議を重ね、条例に規定された各条文がその目的に合致しているか、また、私たちの議会活動が目的を達成するための活動になっているのか、それぞれの委員が活発な意見交換を行ったところである。

2. 検証の経過

| 区 分 | 開催日時 | 会議内容 |
|-----|--------------------|--|
| 第1回 | 平成27年 12月 7日（月） | ①正副委員長互選 |
| 第2回 | 平成28年 2月 5日（金） | ①議会基本条例の検証作業の進め方について |
| 第3回 | 平成28年 4月15日（水） | ①議会基本条例の検証作業の進め方について ②条例の検証作業（全文～第4条） |
| 第4回 | 平成28年 5月13日（金） | ①条例の検証作業（第4条～第11条） |
| 第5回 | 平成28年 8月25日（木） | ①条例の検証作業（第12条～第19条） |
| 第6回 | 平成28年 10月18日（火） | ①条例の検証作業の振り返り |
| 第7回 | 平成29年 2月 1日（水） | ①検証作業スケジュール確認 ②条例の検証作業（継続検討事項） ③政務活動費支出基準の検証（第13条関係） |
| 第8回 | 平成29年 3月10日（金） | ①条例検証結果報告書について協議 |

3. 検証方法について

議会基本条例のすべての条文について、1条ごとに取り組み状況を確認し、課題や問題点を抽出した。これらを踏まえ、検証結果を「A 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく」「B 条文に従い、新たな取組みを検討する」「C 条文を改正する」「D その他」の4段階で評価を行った。

4. 検証結果について

検証の結果は、別添「議会基本条例検証シート（検証結果）」のとおりである。検証結果がA以外については、具体的な取り組み等を記載した。新たな取り組みや改善を求める事項について、(1)～(11)のとおり提案するものである。

なお、次の①～⑦については、継続課題として平成29年4月以降も議会改革推進会議において検討することとした。

- ①常任委員会等の行政視察の予算と回数
- ②委員会の情報公開のあり方
- ③重要な議案に対する態度表明のあり方
- ④自由討議・反問権の運用
- ⑤一般会計当初予算審議のあり方
- ⑥議員定数・議員報酬
- ⑦議員特別研修費の運用

(1) 友好都市との交流のあり方について（第2条第5項）

友好都市締結以来、お互いの街の主要行事の実施時期に合わせて訪問し、情報交換を行っているところであるが、委員からはテーマを決めて研修する等、交流のあり方を検討する時期にきているのではないかとの意見があった。については、お互いの議会の取り組み等に関する情報交換にもっと時間を割いた交流が図れるよう友好都市を締結している市議会と今後の交流のあり方を検討されたい。

(2) 議員間の自由討議について（第2条第3項、第3条第1項第2号）

議会にはさまざまな行政課題に対して政策提言していく重要な責務があり、そのためには、議員間の自由闊達な議論を行う中で、諸課題に対する論点を整理し、政策提言につなげていく必要がある。自由討議は、現在のところ委員会において休憩をとって行っており、議論の内容が会議録に残っていないのが現状である。市民に対して、市政の課題に関する論点などを明らかにするためにも、どのような議論がなされたのか会議録に残るよう極力会議中に実施するべきものとする。特に、賛否が分かれそうな案件については、委員長判断で自由討議を行い、全委員に意見を求めるよう努められたい。

(3) 議員特別研修のあり方について（第3条第1項第2号）

社会情勢の変化を的確に捉え、議員の自己啓発意識の高揚と資質向上を図るため、平成26年度から議員特別研修を実施しており、その研修で得たことを、議員全員が情報共有し、互いの学びの場とする「議員特別研修報告会」を行っているところである。報告会の実施時期については、研修終了後、なるべく早い時期に実施すべきであり、日程調整に努められたい。また、報告会の進め方は、同一研修に複数の議員が参加した場合、報告会では1人が代表して詳細な説明をし、残りの参加者は所感を述べることに留めるものとする。ただし、報告書には個々のコメントを必ず記入するよう徹底されたい。

なお、議員特別研修派遣費用の柔軟な運用については、引き続き議会改革推進会議で検討していくこととした。

（４）会派代表質問のあり方について（第４条）

会派代表質問は、市長の施政方針、所信説明及び教育委員長の教育行政方針に対して行うことを原則としているが、一般質問との違いがあいまいな状況である。委員からは、違いを明確にするため、会派代表質問は持ち時間内であれば、あらかじめ通告した同一会派の議員も関連質問できるようにしてはどうかとの意見があった。「先例・申し合わせ事項」への追加項目とすることもあわせ、検討されたい。

（５）議会広報活動の充実について（第５条第３項、第７条）

議会の活動を市民の皆さんにお知らせする手段の１つとして「議会だより」を発行している。もっと多くの方々に議会の活動を知ってもらうため、現在、広報広聴委員会広報分科会において、新たな情報発信として「市議会公式フェイスブック」の活用を協議中である。新たな取り組みの実現により、さらに多くの市民の皆さんに議会や市政に対して関心を持ってもらえるよう期待するものである。

なお、重要な議案に対する議員の態度表明のあり方は、引き続き議会改革推進会議において検討することとしている。

（６）議会報告会のあり方について（第６条）

市政の課題全般について市民と情報交換する場として、これまで５回「議会報告会」を開催してきた。４回目からは、議会の一方的な報告だけでなく、市民との意見交換に重きを置いたスタイルに変更し、名称も「議会報告会・意見交換会」と改め実施してきたところである。広報広聴委員会広聴分科会では、次回開催に向けさまざまな協議を行っており、議会報告会のよりよいあり方について、方向が示されるよう期待するものである。

（７）一問一答方式の積極的な活用について（第８条第２項）

本会議における質疑の論点を明確にするため、一問一答方式で行うことができることを規定しているが、当市議会の場合、最初は演壇において一括で質問を行った後、一括して答弁をもらい、再質問から質問席で一問一答方式による質疑を行っているのが現状である。会派代表質問や一般質問において、最初から「一問一答方式」で行える環境整備を図るため、質問の通告書に「一括質問一括答弁方式」「一問一答方式」を選択する欄を設けるよう検討されたい。

（８）議会への説明資料について（第１０条）

市当局から政策や各種事業の説明がある場合、市当局が作成した資料に基づいて説明を受けている。委員からは、行政課題説明会などの重要な案件については、条例第１０条第１項各号の規定に則って説明を求めるよう改善した方が良いとの意見があった。については、可能

な限り議会が定めた様式に基づいて資料を作成して説明してもらえよう市当局に対応を求められたい。

(9) 委員会の運営について (第12条)

地方自治法第104条並びに同法第105条の規定により、議長は、議会運営全般について目配りをし、混乱なく円滑に議事運営を進め、会期内にすべての議案を議了するよう努める立場にある。このため、議長はいつでも委員会に出席し、発言できるとされている。横手市議会委員会条例第2条第1項では、議員は、少なくとも一の常任委員となるものと規定しており、すべての議員が3つの常任委員会のいずれかに所属している状況である。しかしながら、議長は中立、公平な立場から職務を行うべきとされることを鑑みると、委員会には所属せず、必要に応じて委員会に出席し、委員会運営上の諸問題や審査方法等については議長の立場で発言する方がよいものとする。よって議長の委員会所属について検討されたい。

なお、一般会計予算特別委員会並びに決算特別委員会における分科会審査では、一般会計予算特別委員長や決算特別委員長も一委員として採決に加わるべきとする。ただし、議員個人の判断で退席することを拒むものではない。

また、常任委員会や特別委員会等において先進的な取り組みを行っている議会の視察を年1回実施しているところであるが、議長へ視察報告書を提出する際は、視察に参加した議員全員の所感を記載して提出すべきであり、改善を求める。

なお、視察費用の上限額や回数、一般会計当初予算審議のあり方は、引き続き議会改革推進会議において検討が必要である。

(10) 政務活動費について (第13条)

議員の資質向上のため、政務活動費や議員特別研修費の増額を求める意見が委員からあったが、実績が伴わなければ増額を求めることは困難である。実際は政務活動費に該当するものでも、報告書に記載していないケースがあることも考えられるため、政務活動費に該当するものはすべて報告するよう求めるものである。

また、政務活動費の支出基準については、次のとおり見直しが必要とするため、改正に向けた検討を進められたい。

① 食事代の取扱い

- ・視察中の食事代は、政務活動費の対象外とする。ただし、宿泊パックの朝食代は交通費に含むものとする。

② 通信費の取扱い

- ・通信費総額の9分の1を政務活動費の対象として認める。
- ・いま現在全議員に配布されているタブレット端末の通信費は、月額を支払額が低額であるため、政務活動費からの支出を認めないこととする。

③ 研修会に参加した場合の報告書

- ・日程、研修内容、感想を記入した報告書の提出を義務付けることとする。

④ 領収書等の公開

・インターネットでの領収書等の公開は行わないが、情報公開の手続きを踏まなくても閲覧できるようにする。

⑤新聞購読料の取扱い

・新聞は、2紙目以降を政務活動費の対象とする。

⑥収支報告書のチェック体制

・これまでどおり議会事務局でチェックを行う。判断に迷う事案があった場合は、議長の判断とする。

(11) 議員定数・議員報酬について(第15条)

議員定数と議員報酬については、議会改革推進会議において引き続き検討が必要である。検討した結果は、議会だよりや議会報告会等で市民の皆さんに伝えることとする。

5. おわりに

議会改革推進会議において、はじめて条例の検証を行ったところであるが、その検証結果は次のステップへと結びつくものになったと考える。しかしながら、社会情勢や市民ニーズの変化に的確に対応することも求められることから、常に柔軟に見直すという意識付けも必要である。議会改革推進会議では、今後も引き続き課題解決に向け、検討を重ねていくものである。

最後に、議会基本条例を通して、本市議会がこれまで以上に市民に信頼され、開かれた議会となるよう強く望み報告とする。